

## 認知症本人大使「ながさきけん希望大使」設置要綱

### (趣旨)

第1 「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)に掲げる、認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、長崎県において、県民へ広く認知症への関心と理解を深めるための活動を行う認知症本人大使「ながさきけん希望大使(以下「希望大使」という)」を設置し、認知症への社会の理解を深めるための普及啓発及び本人発信支援の取組を推進する。

### (定員)

第2 定員は、令和7年度までに各圏域1名の大使を想定し、最大8名を目安とする。ただし、希望する者の委嘱を妨げるものではなく、希望大使として、人格、意欲等から適任と認める者であれば、随時委嘱することができる。

### (任期)

第3 ながさきけん希望大使の任期は2年とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない。

### (要件)

第4 大使は次の要件を満たすものとする。

- (1) 県内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 認知症の普及啓発活動に意欲があり、県と協力・連携ができること
- (4) 氏名・年代・所在市町名・略歴・顔写真を原則、公表できること(公表できない理由がある場合はその限りではない)

### (決定方法)

第5 毎年推薦(自薦・他薦を問わない)を募り、第4に規定する要件を満たし、適当と認められた者を委嘱する。

### (役割及び活動)

第6 委嘱を受けた希望大使は、本人の希望や体調にあわせ、以下の活動を行うものとする。

- (1) 県が行う認知症の研修や普及啓発活動への参加・協力  
県が開催する事業等での講演、広報誌等への寄稿、県と連携した希望宣言等の紹介、その他の普及啓発活動を行う。
- (2) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力  
認知症サポーター養成講座の受講者の理解を深めることを目的に、キャラバン・メイトが講師を務める当該講座において、自らの体験や希望、必要としていることなどを発信する。
- (3) その他、市町及び関係機関から依頼があったもので、知事が必要と認める活動

### (事務)

第7 ながさきけん希望大使に関して必要な事務は、長崎県福祉保健部長寿社会課で行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、希望大使に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

附則（一部改正）

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。